中経リーダーズセミナー

本紙リーダーズセミナー

中部経済新聞社はこのほど、名古屋市中区の名古屋商工会議所会議室で中経リーダーズセミナー「顧客からの受注が圧倒敵に有利になる！　簡単・安価にできるエコイメージアップ術セミナー」を行った。社団法人産業環境管理協会環境人材育成センター所長の大岡健三氏は「ＩＳＯ14001に続く廃棄物管理システム登録制度『ＷＲＧ』（ＷＲＧ廃棄物・リサイクルガバナンス）」を、ミズノ社長の水野昌和氏は「『ＷＲＧ』を活用したエコイメージアップ術」をテーマにそれぞれ講演した。環境問題に関心をもつ中小企業の経営者ら20人程度が参加し、ＷＲＧの意義や環境戦略の重要さについて熱心に聞き入っていた。

廃棄物管理登録を戦略に

ミズノ社長 水野 昌和氏

水野氏

利益、人材確保を有利に
ＷＲＧ活用で差別化

廃棄物管理のコンサルティング業務、産業廃棄物の収集・運搬・中間処理を行っている。当社はクレド（ラテン語で我が信条・理念という意味）として「ミズノは社会様の環境価値が高まることにワクワクする会社です」を定めています。対外的なキャッチコピーでいえば、「『紙』のエコ真剣を圧倒的に高めます」ということになります。

当社は産業廃棄物処理業者なので、環境に配慮した事業活動を行っているか否かが、取引先を選定する際の重要なポイントになっています。環境に配慮した企業が発表した「環境にやさしい企業行動調査結果」（08年12月）のアンケートをみると、7割以上の企業が環境に配慮した取引先を選定する傾向にあるようです。大手・上場企業では、エコを通じて環境にやさしい企業を選ぶ動きがグリーン調達基準をつくって公開しており、取引先を選別しています。

名古屋商工会議所で行われた中経リーダーズセミナー

仕組みをつくるかが大切です。具体的には、取引先からの信頼獲得、優秀な人材の確保などにつながらなければ特徴がありません。

数ある同業他社の中で、例えば、東海3県下に当社のような廃棄物処理業者は1779社（ＩＳＯ14001取得企業数は1603社ですが、ＷＲＧ登録企業は当社1社）です。当社がＷＲＧ認定を取得した08年11月以降、新聞社、業界誌の取材依頼が増えました。いままでお付き合いがなかったような大手企業さんからの問い合わせが殺到しました。私どもの体験から成功事例を紹介します。

近隣住民からの受注、新規顧客からの受注、採用応募者からの信用、などが挙げられます。

企業が廃棄物などの処理・リサイクルを行って経営者側から企業員まで全社的な体制で取り組みを促進し管理する仕組みを構築する。社団法人産業環境管理協会は、経済産業省のガイドラインに基づいた自己申告制のガバナンス機関レベルの宣言を登録する事業を行っている。

WRG（廃棄物・リサイクルガバナンス）

トップと一体で推進
広範な連携 情報発信が大切

社団法人産業環境管理協会 環境人材育成センター所長 大岡 健三氏

大岡氏　わたしは30年近く外資系企業で、企業のリスク管理の仕事をしてきました。PL法（製造物責任法）、薬害など企業のサービス・商品に関する様々なリスク管理に携わってきました。いまは「公害防止管理者」などの国家試験指定機関でもあります。また、環境問題を通じて企業の社会貢献を行っている企業の事例などを紹介しています。

環境管理協会に属し、産業廃棄物、環境問題などの企業が直面している様々なことを知っておかないといけないのかというガバナンス（企業統治）で、ＯＥＣＤが企業統治原則を公表しています。企業統治方針の策定、コンプライアンス（法令順守）、株主など利害関係者などを含めて、ＷＲＧ（廃棄物・リサイクルガバナンス）ですが、経済産業省が04年に発足し公表しています。経営者が廃棄物処理についてどのようなルールを守っているか、内容をチェックしています。

委託する企業を含めて、廃棄物・リサイクル関係者との広範な連携、情報発信などを含めた取り組みが指針といえるものです。

不法投棄・事件となった「青森・岩手県境産廃事件」（不法投棄事件）は、原状回復費用は655億円、1995年発覚では、排出事業者責任が厳しく問われた事例です。

不法投棄防止に向けたポイントは、排出事業者の約制度（排出事業者などがその運搬・処分を委託する場合、委託内容を明確にするため）、委託契約書の締結」といえるでしょう。

「産業廃棄物管理票制度（排出事業者などは運搬・処分を委託する場合、産業廃棄物の種類、数量など記載した管理票を交付する義務）、産業廃棄物管理票交付状況報告書（毎年）などがあります。

法令違反を防ぐうえで大切なのは「廃棄物者自身が責任を持つ」ことです。廃棄物事業者は、排出事業者が行政指導や処罰命令を受けることも信頼に値する廃棄物であるかどうかについては最終的には排出事業者自身の責任になります。

また、環境省通知で、「廃棄物処理業者は、排出事業者が行政指導や処罰命令を受けることも信頼に値する廃棄物であるかどうかについては最終的には排出事業者自身の責任になります。

また、環境省通知で、「廃棄物処理業者は、排出事業者が行政指導や処罰命令を受けることも信頼に値する廃棄物であるかどうかについては最終的には排出事業者自身の責任になります。

繰り返しますが、委託先と連携して、廃棄物処理法第19条の5で、廃棄物管理票（マニフェスト）記載状況調査（マニフェスト）では、マニフェストのいくケースもあります。プロの方々にアドバイスを受ける意味づくりも必要だと思います。

では、法令を遵守する上で社外のアドバイザーとの連携も不可欠です。何が一般廃棄物か産業廃棄物かの区分の問題も不可欠です。何が一般廃棄物か産業廃棄物かの区分の問題も不可欠です。

では、法令を遵守する上で社外のアドバイザーとの連携